

放射性同位元素等の運搬に関する文部科学大臣の承認等について（通知）

（平成13年7月12日 13文科科第256号）

（関係行政機関の長・関係団体の長宛）

（文部科学省科学技術・学術政策局長）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第18条、第18条の5、第18条の9、第18条の10及び第18条の12並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号。以下「外運搬告示」という。）第3条及び第18条の規定の実施細目等について、下記のとおり定めることとするので通知します。

については関係機関等に対し、周知方をお願いします。

なお、本通知をもって、平成2年12月28日付科学技術庁原子力安全局長通知「放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について（通知）」は廃止しますので、その旨を申し添えます。

記

1 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に係る承認等の申請について

（1）施行規則第18条第1項第1号口の規定による容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第1による申請書を提出すること。

（2）施行規則第18条第2項の規定による特別措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第2による申請書を提出すること。

2 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に係る承認等の申請について

（1）施行規則第18条の5第7号ただし書又は第8号ただし書の規定による文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第3による申請書を提出すること。

（2）施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号の規定に

よる「これと同等と文部科学大臣の認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第4による申請書を提出すること。なお、当該規定は「国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則（1996年版）」（以下「IAEA輸送規則1996年版」という。）第624項から第628項までの趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

（3）施行規則第18条の12の規定による特別措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は別記様式第5による申請書を提出すること。

（4）外運搬告示第3条第1号表中ただし書の規定による「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第6による申請書を提出すること。なお、当該規定はIAEA輸送規則1996年版第709項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

（5）外運搬告示第18条中別記第8の規定による「文部科学大臣が認める条件」を適用しようとする者は、別記様式第7による申請書を提出すること。なお、当該規定はIAEA輸送規則1996年版第622項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

3 容器承認に係る留意事故について

平成13年6月30日以前に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第3項の規定により承認を受けている容器については、当該承認が平成16年1月1日以降は失効する。同日以降当該容器を運搬に使用する場合は、同条第2項の文部科学大臣の確認の際に同条第1項に規定される技術上の基準を満たしていることの確認を受けることが必要であるので、新たに同条第3項の承認を受けるなど所要の手続をとること。

4 容器品質管理に係る留意事項について

放射性同位元素等輸送容器の制作に係る品質管理については、平成11年2月24日付11安局（核規）第2号「核燃料物質輸送容器の制作に係る品質管理審査指針」に準ずるものとするので、申請に当たっては、この点に留意すること（参考参照）。

（参考）略

以上

別記様式第 1

容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 18 条第 1 項第 1 号口の規定による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
運搬する放射性同位元素によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状	
運搬する日時及び経路	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法、放射性同位元素の飛散防止措置方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第 2

工場又は事業所における運搬に係る特別措置の承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 18 条第 2 項の規定による特別措置の承認を申請します。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状	
運搬物の表面及び表面から 1 メートル離れた位置における 1 センチメートル線量当量率	
講ずることが著しく困難である措置及びその理由	
運搬物に使用する容器の種類及び仕様	
運搬に使用する容器の種類及び仕様	
運搬の日時及び経路	
運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置	
上欄に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置	
上 2 欄に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置	

- 備考1 この用紙の大きさは日本工業規格A 4 とすること。
- 2 「運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置」については、健康診断、教育訓練、被ばく線量の測定等の具体的被ばく管理の方法を記載すること。
 - 3 「放射線管理のために講ずる措置」については、車両等及び輸送経路に係る1センチメートル線量当量率の測定、汚染状況の測定等に係る具体的管理方法を記載するとともに、当該管理方法によって安全性が担保できることを示すこと。
 - 4 「運搬に伴う放射線障害防止のために措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
 - 5 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第 3

放射性輸送物の表面又は表面から 1メートル離れた位置 における 1センチメートル線量当量率に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 18 条の 5 第 7 号 第 8 号	
の規定による承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（ 所属部課名 ）
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状	
放射性輸送物の表面における 1センチメートル線量当量率	
放射性輸送物の表面から 1メートル離れた位置における 1センチメートル線量当量率	
承認を受けようとする理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

注 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号中の「これと同等と文部科学大臣の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。

(1) コンテナの場合

ISO 1496/1、「シリーズ1、輸送コンテナ - 規格及び試験 - 第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に適合し、かつ、当該ISO規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

(2) タンクの場合

ア 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」第12章に定められた基準に適合すること。

イ 265kPaの圧力試験に耐えること。

ウ 通常の手扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。

(ア) 追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。

(イ) 表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

(3) 金属製中型容器の場合

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」第16章に定められた基準に適合し、かつ、当該勧告に定められた試験条件（最も損傷を受ける姿勢で実施される落下試験）に置くこととした場合に、表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第 5

工場又は事業所の外における運搬に係る特別措置の承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 18 条の 12 の規定 による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び 性状	
放射性輸送物の表面及び表面から 1 メートル 離れた位置における 1 センチメートル線 量当量率	
講ずることが著しく困難である措置及びそ の理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のた めの措置	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第 6

特別形放射性同位元素等の基準に係る承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

放射性同位元素又は放射性同位元素等によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 3 条第 1 号表中ただし書の規定による特別形放射性同位元素等の基準として以下の基準を適用したく申請します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号	電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)	
輸送物の名称		
特別形放射性同位元 素等に関する説明	重量	
	外形寸法	
	外観	
	輸送物の設計仕様	
適用しようとする基準（注）		

注 外運搬告示第3条第1号表中ただし書の「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする場合は、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。

- 1 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919 - 1999「密封線源 - 一般要件及び分類」に定められたクラス4衝撃試験
- 2 加熱試験に代えて、ISO 2919 - 1999「密封線源 - 一般要件及び分類」に定められたクラス6温度試験
- 3 カプセルに封入された放射性同位元素等に係る浸漬試験に代えて、ISO / 9978 - 1992「密封線源 - 漏洩試験法」に定められた試験

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第 7

I P - 2 型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 18 条中別記第 8 の規定による I P - 2 型輸送物に係る一般の試験条件として以下の条件を適用したく申請します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号	電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)	
輸送物の名称		
輸送物に関する説明	重量	
	外形寸法	
	外観	
	輸送物の設計仕様	
適用しようとする基準（注）		

注 「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする場合は、例えば、以下のように適用すべき条件を明記すること。

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」において定められている包装等級 の輸送容器に係る試験条件とする。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 適用しようとする基準が施行規則第 18 条の 9 又は第 18 条の 10 の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。